

○深谷秀峰議長 日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き，通告順に発言を許します。

6番深谷渉議員の発言を許します。深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） おはようございます。6番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，通告に従いまして質問させていただきます。

初めに，生活困窮者自立支援についてでございます。

3月の定例議会の議案で生活困窮者自立支援制度の説明があり，今年度からその支援制度がスタートいたしました。この制度は，これまでともすると制度のはざまに置かれてきた，本来であればもっとも支援されるべき対象でありながら，支援の手が届いてこなかった人々に寄り添い型で包括的な支援を届ける仕組みで，仕事や健康などで深刻な問題を抱えた人を生活保護に至る前に支え，新たな人生への挑戦を後押しする画期的な法律でございます。

当初，平成27年度の事業費については，十分な予算が確保されることが危ぶまれていましたが，生活困窮者自立支援に携わっている人々の思いを受け，公明党が政府に対して強く必要な予算の確保の要請をした結果，初年度で国費400億円，総事業費612億円が確保されました。現在，約900の地方自治体において相談窓口が設置されましたが，これからこの制度を充実させ，市民にとって頼りになるものにしていかなければなりません。本市でも積極的な取り組みをお願いして，以下の3点にわたりお伺いをいたします。

初めに，制度のきめ細かな周知について伺います。

せっかく制度を立ち上げたにもかかわらず，知られていないではこの制度の求める成果はなかなか得られません。また，生活困窮者自立支援制度の対象は限定されておりませんので，従来の課題別，対象別の制度ではないということを十分理解することが必要だと考えます。川崎市等の先進的な自治体においては，市の広報で大きく取り扱い，それを全世帯に個別に配布する等きめ細かな取り組みを行い，制度を周知しております。本市における周知方法において，今後の取り組みをお伺いいたします。

続きまして，関係部署や関係機関との連携体制を強化し，早期発見・早期支援の体制構築の充実について伺います。

この制度を，相談窓口職員を置くということだけで終わらせてはなりません。そもそも生活困窮者の方は自らSOSを発することが難しい方々です。アウトリーチを含めた相談体制や地域との関係機関や各部署との連携体制を構築し，早期発見・早期支援が必要だと考えます。

よい事例として，豊中市の地域福祉ネットワーク会議とライフセーフティネット総合調整会議という重層的に対応する仕組みや，滋賀県の野洲市方式，すなわち市役所のどこかで，例えば多重債務等の相談でキャッチしたら，ご本人の同意を得た上で関係部署，関係機関からこの窓口で紹介し，着実に支援につなげるという仕組みは取り組みやすいと思います。制度の効果を高めることになると思います。本市における連携体制や，早期発見・早期支援体制の取り組みについてのご所見をお伺いいたします。

3つ目に、相談後の出口戦略として重要な任意事業、特に就労準備と家計相談事業の実施についてお伺いをいたします。

この「自立支援法」には、3月議会での説明もありましたが、2つの必須事業と5つの任意事業があります。本市では、必須事業である自立相談支援事業と住居確保給付金の事業に4月から取り組んでおります。しかし、相談後の出口戦略である任意事業の就労準備や家計相談の実施は、今後欠かせないものと考えられます。就労準備事業や就労訓練事業といった就労支援は、自治体が行うものといっても、既存のハローワークと同じことをするわけではございません。あくまで自治体における就労支援は、福祉の観点と職業キャリア面での支援を同時にきめ細かく行い、地域に多様な人材を確保するということが大事なことだと考えます。

先ほど述べた豊中市などでは、就労支援を地域サービスと位置づけ、先進的な取り組みを行っております。この任意事業の取り組みについて、今後どのようなお考えをお持ちなのか、ご所見をお伺いします。

続きまして、空き家問題について伺います。

特別措置法の全面施行に伴うポイントについて、まず伺いたいと思います。放置された空き家の撤去や活用を促す、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が先月5月26日、完全施行されました。管理が不十分な空き家は景観の悪化だけでなく、ごみの不法投棄や不審者の侵入、放火や地震による倒壊のおそれなど、地域に及ぼす影響が大きいことは誰もが危惧しているところであります。

総務省の調査によれば、全国の空き家は毎年のように増え続け、総住宅数の13.5%に当たる820万戸、これは2013年の時点でございますけれども、820万戸に上っております。このため、本市を含め400を超す自治体が空き家の適正管理を進める条例を制定し、対策に乗り出しておりますが、所有者の把握や撤去の費用など、自治体の対応だけでは限界があるのが実情でございました。

今回の「空家対策特別措置法」の完全施行は、これらの状況を改善する方策であることは間違いないと思われます。そこで、今回の完全施行に伴う特措法のポイントをご教示ください。また今後、これにより本市の空き家対策の対応は何かどのように変わるのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、空き家の所有者の中には、遠隔地に住んでいるなどさまざまな事情で、空き家の維持管理や処分、利活用の方法に悩む人も少なくないと思われます。空き家を減らすためにもこうした人たちの相談や周辺住民の苦情に応じる体制を整備することも必要であります。一方、実態調査や所有者の特定など、対策を担う市の負担は決して軽くはないと思われます、地域住民や遠隔地の方の要望に十分対応できる対策が求められております。

今後、本市としても個別の対策計画を策定してまちづくり計画と連動させるなど、中長期的な視点で取り組む必要があるのではないのでしょうか。そこで、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に則して空き家等対策計画を定め、実施に関する協議を行うための協議会の設置等に対してどのようにお考えなのか、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、鳥獣被害対策についてお伺いいたします。昨日も鳥獣被害対策の質問がありましたけれども、多少重複するかもしれませんが、ご了承願いたいと思います。

「改正鳥獣保護法」についてお伺いいたします。

動物に食い荒らされた農作物の被害は、2013年の調査によると、全国で199億円以上の被害が出ております。また、貴重な高山植物への食害など生態系に与える影響や、市街地で人間に危害を加えることもたびたびあります。先週の土曜日には、常陸大宮市で親子2人が庭先でイノシシに襲われ、重傷を負うという痛ましい事故がございました。

こういった事態を改善するために、法律の目的に鳥獣の管理を加えた捕獲体制を強化する「改正鳥獣保護法」が、先月の29日に施行されました。そこで、今回の改正内容を具体的にご教示願います。また、この法改正により、本市の今の捕獲体制と違う新たな捕獲体制ができるのか、お伺いをいたします。

次に、ICTを活用したイノシシ等の捕獲についてお伺いをいたします。

総務省は、地域課題の解決に資するICTの利活用を普及・促進していくことを目的として、地方創生に資する先進的な地域情報化事例を広く募集し、表彰を行いました。その結果が今年の1月に発表になっております。その中に長野県塩尻市のセンサーネットワークによる鳥獣被害対策が特別賞を受賞しております。その対策を少しご説明させていただきます。

長野県塩尻市北小野の上田地域では、2011年度耕作面積約27ヘクタールのうち、85%が鳥獣被害に遭っていました。野生鳥獣の中でもイノシシによる被害は深刻で、皆さんご存じのようににおいがひどいため、荒らされた田畑の作物は出荷ができなくなります。電気柵の設置などハード面の対策を実施してきましたが、効果は乏しい状況でした。

そこで、同地域では鳥獣被害対策にICTを導入しました。水田の周辺に野生鳥獣の出没を検知するセンサーを設置、イノシシなどがセンサーの近くにあらわれると、サイレンの音や光で追い払う。さらに、地元農家や猟友会に対し、出没時間と場所がメールで配信されます。いわば、有害鳥獣の動きの見える化を行いました。出没の場所に限定して捕獲用のわなとおりを設置し、駆除対策が効率的に実施できるようになりました。センサーはわなとおりにも設置されています。動物がわなにかかると農家や猟友会にメールが届くため、捕獲後の処理も迅速にできます。

一連の取り組みが奏功し、2012年度には被害面積が20%まで減少し、2013年度には被害ゼロを達成しました。11年度と比べ、同地域の農業収入は約6.5倍に増えたといえます。対策の成功は、農家の耕作意欲の維持につながっているとのことでございます。

本市でも捕獲隊の高齢化や隊員の確保が厳しい中、捕獲の効率化を図り、捕獲隊の補完をする技術として、ICTを導入した塩尻市のイノシシ被害対策を調査・研究していただき、モデル地区への試験的導入まで図っていただきたいと思います。ご所見をお伺いいたします。

最後に、防災行政無線についてお伺いいたします。

防災行政無線は、本市において現在、防災情報以外イベントの情報など市民へ周知したい情報を届けております。外出していても放送を聞けなかった方や聞き取りにくかった方のために、防災行政無線で放送した内容を確認する方法は、本市では現在、インターネットで確認する方法と有

料のテレホンサービスで確認する方法があります。この有料電話での確認方法の利用がどれほどあるのか疑問でございます。市民の多くは知らないのが現状ではないでしょうか。

多くのほかの自治体では、有料ではなくフリーダイヤルで自動音声応答が聞けるようになっております。本市でもフリーダイヤルにして、市民が気軽に確認でき、重要な情報などを確かめやすい環境を整えてはいかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 生活困窮者自立支援制度についてのご質問で、まず制度のきめ細かな周知についてのご質問にお答えいたします。

生活困窮者自立支援相談事業につきましては、本年4月1日から専門の相談支援員1名を社会福祉課生活支援係の中に配置いたしまして、生活困窮者からの相談を随時受付しているところでございます。本市では、本年5月11日号のひたちおたお知らせ版において、相談窓口の開設の記事を掲載いたしましたところでございますけれども、議員のご発言にもございましたように、国・県等の取り組みなども含めまして、まだ制度が広く周知されていないことなどもございまして、新制度に基づく自立相談支援といたしましては、これまで4月に2件、5月に3件の合計5件の相談をお受けしている状況でございます。

今後は、早急に市のホームページや広報紙などに、制度の内容や窓口開設の記事を重ねて掲載するとともに、主要な公共施設等に制度を紹介するチラシやパンフレット等を配置する。さらには、職員あるいは相談支援員が地域や団体等に出向きまして、出前講座などの形で説明を行うなど制度のきめ細やかな周知に努めてまいります。

続きまして、早期発見、早期支援の体制構築の充実についてのご質問にお答えをいたします。生活困窮者の早期発見につきましては、これまで以上に地域や団体、関係部署や関係機関等との連携強化、さらには情報の共有化が必要かつ重要となっております。とりわけ日ごろから地域の情報収集に努め、地域の事情に深く精通をされております地区の民生委員児童委員の皆様との連携が最も重要であると考えております。

地区民生委員児童委員の皆様に対しましては、既に5月15日から各地区ごとに開催されております民生委員児童委員協議会の会合に出向きまして、制度や窓口開設についてのご説明をさせていただいているところでございまして、今後も必要に応じまして連携を図りながら、支援を必要とするケースの早期発見・早期支援につなげてまいりたいと思っております。

また、市の社会福祉協議会におきましては、生活困窮者等に対しまして、生活福祉資金貸し付けなどの生活支援サービスを行っておりますので、情報共有、情報交換をさらに密にしながら、要支援者の早期発見・早期支援につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、任意事業の実施についてのご質問にお答えをいたします。

前段の答弁でも触れさせていただきましたように、本市では今年度につきましては、専門の相談支援員を配置し、相談窓口を開設することを基本といたしまして、県内の多くの自治体同様に

2つの必須事業の取り組みを実施することにより、制度をスタートすることといたしたところでございますけれども、この制度をより実効性あるものに高めていくためには、相談内容などを踏まえまして、適時適切に任意事業を実施していくという取り組みが必要となってくると考えております。

任意事業の実施に当たりましては、自立支援相談窓口での相談内容や自立支援のための活用できる既存の各種制度の内容なども踏まえまして、その必要性を検証するとともに、本市におけるサービス提供体制の現状なども十分踏まえながら、優先的に取り組む必要があると考えられるものから段階的に実施するなど、各年度において柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

〔樫村浩治市民生活部長 登壇〕

○樫村浩治市民生活部長 空き家問題についてのご質問にお答えをいたします。

近年、適切な管理が行われていない空き家等が年々増加し、社会問題となっております状況から、当市におきましては、平成25年7月に常陸太田市空き家の適正管理に関する条例を施行し、対応を図ってまいりましたが、さらなる対応等の促進を図りますために、国におきまして、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が、本年5月26日に全部施行となったところでございます。

1点目のこの特別措置法のポイントについてのご質問でございますが、1つといたしましては、除去、修繕など生活環境の保全を図るために措置が必要な空き家といたしまして、特定空き家等の定義が規定されたこととございます。特定空き家等についてでございますが、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれの状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るため、放置することが不適切である状態と認められる空き家等となっております。

2つ目といたしましては、この特定空き家等に対しましては、行政代執行により措置ができるということでございます。これによりまして、最終的には行政サイドで処理ができるものでございます。

3つ目といたしましては、固定資産に係る課税情報の内部利用と住宅用地特例措置の除外が可能になったこととございまして、課税情報の内部利用により、所有者の特定などに対しましてより迅速な対応が図れること、住宅用地に対します税制上の軽減措置があるため、空き家の除去などが進まないという指摘に対応したものとなっております。

以上3点がポイントと考えております。

続きまして、今後の対応で何がかわるのかというご質問でございますが、条例におきましては、最終的な対応といたしまして措置命令までとなっております。現況の改善ということに対しましては強制力に限界がございましたが、法律の規定に基づき、所定の手続を踏みながら、行政代執行により現況改善まで進めることができるということでございます。

また、空き家の所有者の特定につきましては、独自に調査を行い、これまで長い時間を費やし

ておりましたものが、課税情報の内部利用により、迅速な対応と勧告に従わない場合は、住宅用地の税特例措置の除外による空き家の除去を促す効果が望めるといふ、税務課と連携した対応が可能となっております。

3点目の空き家除去後の土地の活用も含め、空き家等対策計画の策定と協議会の設置についてのご質問でございますが、現時点におきましては空き家除去後の土地の活用につきましては、個人の財産として所有者の考えもございますので、難しいものと考えておりますが、現在、市で推進しております空き家の活用ということも踏まえまして、今後、県の助言や他市町村の状況を調査しながら、計画の策定や協議会の設置の有無につきまして検討してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 農政部長。

〔滑川裕農政部長 登壇〕

○滑川裕農政部長 農政部関係の鳥獣被害対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目の「改正鳥獣保護法」の改正の内容といたしましては、従来の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」は、環境省がその保護と日常生活や農業、生態系への被害を防止することを掲げ、鳥獣の保護と狩猟の適正化を目的としてきたものでございましたが、今回の改正により新たに、必要な限り指定をする鳥獣を積極的に減らしていく方針として、管理という概念が盛り込まれました。名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、この5月29日に施行されたものでございます。

改正の主なものといたしましては、1つは施策体系の整理として、県が策定する鳥獣保護の事業計画を鳥獣保護管理事業計画に改め、保護すべき鳥獣のための計画と管理すべき鳥獣のための計画としたこと。これにより、ニホンジカやイノシシ等を管理すべき指定管理鳥獣と位置づけし、平成35年度までに生息数をほぼ半減させることを目的に定めたものでございます。本市に特に関係するイノシシにつきましては、全国レベルで88万頭を約50万頭に減少させることとしております。

2つ目として、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣の捕獲等を行う事業を新たに創設し、都道府県においてイノシシなどの指定管理鳥獣にかかわる捕獲等の事業を実施することができるものとしたこと。

3つ目として、捕獲等を行う事業について認定制度を導入したものであり、捕獲等を実施するものは一定基準に適合していることにより、国及び都道府県知事の認定を受けることができるものとしたこと。これにより、法人格を有する民間事業者等の参入が可能となったものでございます。

4つ目として、猿に限り、居宅集合地域等における麻醉銃による捕獲に許可の制度を導入したこと。

5つ目として、網及びわな猟の免許取得の年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げたこと。以上の5点となっております。

次に、この改正を受けて、今後の新たな捕獲体制についてのご質問にお答えいたします。

今回の改正は、イノシシの被害に悩む本市にとって、よりよい方向での改正がなされたものと受けとめております。今後は国・県及び民間事業者等の動きを注視しながら、新たな体制作りに向け協議検討を行っていく必要があるものと考えております。しかしながら、改正後日が浅く、具体的な動きがまだ見えないことから、当分の間につきましては、現在のイノシシの捕獲頭数が確保できるよう、市捕獲隊及び各町会等との連携により、現在実施する各種事業を推進してまいります。

続きまして、2点目のICT、情報通信技術を導入したイノシシ等の被害対策につきましては、長野県塩尻市におけるけもの検知センサー及びわな捕獲センサーの活用による、水田27ヘクタールの稲作被害がゼロとなった実証実験につきましては、本市にとって大変参考になるものであると考えております。また、捕獲監視システムを導入する京都府京丹後市の事例もございましてことから、システム導入による費用対効果及び効率性等も含め、先に答弁いたしました法改正による国及び県、民間事業者等の動きを視野に入れつつ、調査検討を行ってまいりたいと考えております。今後につきましても、効率的かつ効果的なイノシシの捕獲を検討し、農作物の被害軽減に努めてまいります。

○深谷秀峰議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 防災行政無線の放送内容の確認方法についてのご質問にお答えをいたします。

本市防災行政無線のテレホンサービスにつきましては、放送終了後24時間、最大10件まで自動応答により放送内容を確認することができますが、フリーダイヤルにはなっておりません。フリーダイヤルとなっております他の自治体の例を見ますと、主に各世帯に個別受信機が配置されておらず、屋外拡声子局のみが設置されている自治体でございまして、本市のように個別受信機が全世帯に配置されております県内12の市町村の例を見ますと、テレホンサービス自体を実施していない自治体が8団体でございまして、テレホンサービスをフリーダイヤルで実施している自治体は1団体でございまして、本市と同様に、有料サービスとしております自治体が3団体でございまして。

このようなことから、現在当市におきましては、市のホームページで放送内容を無料で確認できますことでもありますので、フリーダイヤル化につきましては今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

〔6番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） ただいまご答弁大変ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、生活困窮者自立支援についてでございます。丁寧なご答弁をいただきましたのでおおむね理解したつもりでございますけれども、参考までに私が例としまして、滋賀県の野洲市の生活困窮者自立支援のモデル事業内容を多少説明いたしました。もっと詳しく内容を説明していただきまして、その感想を伺わせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 滋賀県野洲市の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

滋賀県の野洲市につきましては、平成25年において国の生活困窮者自立促進支援モデル事業に取り組まれておりまして、その中で生活困窮者をめぐる問題の深刻化、あるいは相談に対する横断的・包括的な支援の強化を図るために、総合的な相談窓口といたしまして市民生活相談課を設置いたしまして、介護保険料や保育料、学童保育料、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税、さらには給食費、上下水道料、あるいは市営住宅家賃等を所管する31課の組織が参画する庁内の委員会を設置いたしまして、市役所庁内において情報の共有を図ることにより、生活困窮者の早期把握・支援を実施しているというふうに伺っております。

生活困窮者の自立支援を進めるに当たりましては、野洲市のような取り組みのように保健福祉部内にとどまらず、庁内部局が緊密な連携を図ることによって全庁的に検討する、そういった包括的な対応が必要になってくるものと考えております。今後、野洲市のような先進事例を参考といたしまして、全庁的な体制作り、さらにはそれを進めるに当たりましては、既存の支援体制なども踏まえまして検討を進めてまいりたいと考えておりますし、またそうした体制をもとに、いわゆる生活困窮者支援の手順でありますアウトリーチ、アセスメント、プランニング、そしてプランの評価、フォローアップといった一連の流れあるいは仕組みを構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番(深谷渉議員) ありがとうございます。野洲市はモデル事業として始めたわけでありませけれども、将来的にやはりモデル事業のような形に少しでも近づいた、地域によっていろいろ方策はございますけれども、まず何といたっても全庁的な体制作り、今おっしゃったようなそういった対策が必要だと思います。野洲市はそういう意味で市民生活相談課という課を作りまして、市民相談をワンストップで受けるという体制を作りまして、いろいろな情報を各部署からキャッチしながら、アウトリーチを含めた相談体制を行って成果を上げているということを知っております。SOSをとってくる、そういった積極的な方策にぜひとも取り組んでいただきたいと要望をいたします。

続きまして、「生活困窮者自立支援法」につきましては以上でございます。

最終的な問題として出口戦略です。それも今後1年間取り組んでみて、本市として出口戦略として何を行っていくのかも、今後検討していくということでございますので、ぜひともその検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、空き家問題についてお伺ひいたします。

先ほどご説明をいただきました本市の条例におきまして、空き家への立ち入り調査、助言、指導、勧告、命令、名前の公表まででありましたけれども、この特措法によって行政による代執行までできるようになりました。上位法である特措法が条例より踏み込んだ内容になっておりますけれども、今後本市の条例の方向性、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

○樫村浩治市民生活部長 本市の条例の方向性についてのご質問でございますけれども、市の空き家の適正管理に関する条例につきましては、今回の上位法でございます特別措置法におきまして、その内容が網羅されているというところですので、今後、同様の条例を制定しております他市町村の動向を見ながら、条例の改廃につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。結局そういう方向になってくるかなと思うんですけども、今後とも状況を見て、条例を改正していくのかどうか、しっかりと判断していただきたいと思っております。

次に、特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、いわゆるガイドラインが国から示されております。それには、本市と同じように、勧告書と戒告書の書式も同時に示されているんですけども、今後本市では、本市独自の書式ではなくて、ガイドラインの書式で特定空き家等の所有者に対して通知をしていくのか、その辺はどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

○樫村浩治市民生活部長 書式の使用についてのご質問でございますが、基本的には上位法に基づく様式を使用することになると思われませんが、今後県の助言などをいただきながら、あわせて他市町村の足並みをそろえるような形で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。特定空き家という新しい概念ができて、全面施行により、先ほどご説明があったように、1つが倒壊のおそれがある、もう一つが衛生上著しく有害であると、3つ目が景観を著しく損なうと、4つ目が生活環境が保てない、そのいずれかに該当する空き家を特定空き家と認定して立ち入り調査、所有者に対しての撤去、修繕、勧告命令が可能になってくるわけでありましてけれども、本条例の施行から、特定空き家の4つの条件のいずれかに当てはまる空き家というのは、現在把握している段階で本市に何軒あると見込まれるでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

○樫村浩治市民生活部長 現在調査中の案件でございますが、18軒ございますが、このうち、あくまでも外見上の形態から該当すると思われまして案件が12軒ございます。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。順次、調査に入りまして、そういったところの勧告等を行ってくるかと思うんですけども、所有者が勧告に従わない場合は、固定資産税の優遇措置を打ち切るということでございますけれども、必要な措置を勧告した時点で打ち切られる

のか。具体的にどの時点になった場合に、固定資産税の優遇措置が打ち切られるのかを、もう一度わかりにくかったものですから確認させていただきたいと思います。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

○樫村浩治市民生活部長 固定資産税の賦課についてのご質問でございますけれども、固定資産税の賦課期日、現在、1月1日現在において特別措置法の規定に基づき、既に勧告されたものに対して住宅用地特例の対象から除外されるということになります。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 勧告されたという時点でありましてけれども、先ほど国のガイドラインに沿った書式をお使いになるという方向性であるということでお伺いしました。このガイドラインの勧告書を見ますと、税制の優遇措置が打ち切られるという内容が、一番下の段に小さくなって文字が出ているんです。この時点にしか、所有者に対して打ち切られますよという勧告ができないのか。それとも、事前にもっと丁寧に勧告前に、こういう状況で打ち切りになりますのでということで説明ができるのかどうか。その辺をちょっと説明お願いしたいと思います。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

○樫村浩治市民生活部長 ただいまご発言のとおり、この国の示すガイドラインの中にはそのように記載されております。しかしながら、当事者のお考えなども聞きながら、またはよく相談を受けながら、事前にお話をしながら、勧告の前にも一度お話をしながら進めていくのが一番ベストな方向かなというふうに考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。その部分は非常に重要だと思っておりますので、ぜひとも丁寧な説明をしながら勧告も行っていただきたいと思います。今回の措置については、強い公権力の行使というのが伴うわけでございますので、その措置にかかわる手続については、やはり透明性及び適正性の確保が求められてくると思っておりますので、慎重な対応をぜひともお願いしたいと思います。

続きまして、鳥獣被害対策についてお伺いをいたします。

「改正鳥獣保護法」については理解をいたしました。環境省が鳥獣保護に鳥獣管理を加えたことは、意義が非常に大きいと考えております。そこで、現在、本市では「鳥獣被害防止特措法」に基づく鳥獣被害防止計画が作成されていると思っておりますけれども、「鳥獣保護法」の改正によって、その内容は今後見直される方向になるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○深谷秀峰議長 農政部長。

○滑川裕農政部長 当市が策定しております市鳥獣被害防止計画につきましては、農林水産省管轄の「鳥獣による農林水産業等にかかわる被害の防止のための特別措置に関する法律」、いわゆる特別措置法でございますけれども、この法律に基づき策定しているものであり、今回改正された「鳥獣保護法」については環境省が行ったものでございます。したがって、当該計画につ

きましては、両法律との調整を図りながら、当分の間は数字の見直し等を行いながら、今後も引き続き策定する必要があるものと検討協議を行っております。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。鳥獣被害防止計画は大切なものだと思いますので、改正等ありましたら、ぜひともお知らせいただきたいと思います。

続きまして、ICTを導入したイノシシ等の被害対策の導入についてでございますけれども、前向きなご答弁をいただきましたので、その中で費用対効果ということでお話がありましたので、ちょっと説明させていただきたいと思います。

費用対効果を含めた調査検討ということでありました。この費用対効果の部分は、地域情報化大賞の特別賞を受賞した理由の1つに、既に解決されております。その理由として、鳥獣被害を地域の課題として抱えている自治体が多く存在していることから、課題解決型のアプリケーションとして場所を選ばず、遠隔地でも地域を絞って複数のセンサーを備え付け、それらをまとめるスマホなどのネットワーク端末を上位接続機種として配置することで、高価なプログラム開発やシステム構築をすることなく、最小の投資でサービスを短時間で提供することができます。よって、塩尻市と同様のサービスの横展開が容易になりますとの評価でありました。既に、費用対効果は立証済みでございますので、早い調査研究を要望いたしますのでよろしく願いいたします。

最後に、防災行政無線についてでございます。個別受信機があるところは、基本的にはフリーダイヤルでやっていないというようなご答弁かと思えます。有料のテレホンサービスでも、フリーダイヤルのテレホンサービスにしても、電話番号がどれだけ知られているかということでは疑問でございます。番号を徹底させるために、番号をシールに印刷しまして各戸に配布して、シールを電話機本体や近くに張っておくということが、その番号にすぐかけられるという体制をとっている自治体もございます。お年寄りといった方、インターネットを使えないという方はそういったものを利用するわけですけれども、電話番号をいちいち調べたりせずにできるように、すぐ電話番号がわかるということが必要かと思えます。シール1枚を各戸に配布していただければと思いますけれども、それによって利便性があると思えますけれども、そのご所見をお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 テレホンサービスの利用の周知につきましては、現在は市民生活ガイド、さらにホームページ等で周知をしているところでございますが、さらなる周知の必要はあるものと認識はいたしてございます。今後、市のお知らせ版への定期的な掲載、その他各種の媒体を利用した周知を図ってまいりたいと考えております。これらによります利用者の動向等を見ながら、資料の配布につきましても今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。